

社会保険 とやま

SHAKAI HOKEN TOYAMA

2024.8

隔月発行

No. 653



CONTENTS

「社会保険協会」からのお知らせ

- 第29回健康保険ビーチボール大会の参加者募集について
- 「冬季温水プール・トレーニング」共通利用補助券のご案内
- 新任事務担当者講習会開催のお知らせ(予告)

「日本年金機構」からのお知らせ

- 令和6年10月から短時間労働者に対する健康保険・厚生年金保険の適用拡大が行われます
- 被保険者データのCDによる提供は令和7年3月をもって終了します
- オンライン事業所年金情報サービスをご活用ください

「協会けんぽ」からのお知らせ

- 事業主様へのお願い
事業者健診結果を協会けんぽにご提供ください
- 上手な医療のかかり方

立山室堂にある日本一高所の天然温泉

みくりが池温泉 〒930-1414 富山県中新川郡立山町室堂平
TEL 076-463-1441

みくりが池温泉は、標高2410mにある日本一高所の天然温泉です。
源泉は地獄谷にあり、無加水・無加温、男女別の展望内湯が一つずつ。
白く濁る硫黄の香りの100%掛け流しのお湯が、1日の疲れを温かく癒してくれます。





第29回 健康保険ビーチボール大会

開催日 11月9日(土) 開会式 9時～

会場 富山県総合体育センター(富山市秋ヶ島183)

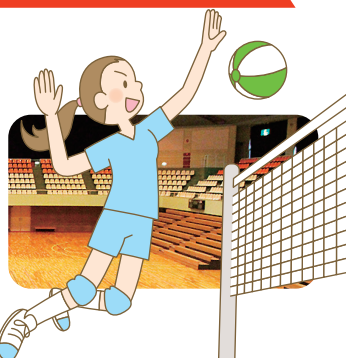
参加者募集!

参加資格 協会管掌・組合管掌健康保険の事業主、被保険者及び配偶者

競技区分 混合の部(試合に出場する男性が2名以内であること。女子のみも可)

参加料 1チームにつき 会員事業所 1,000円 非会員事業所 3,000円
(傷害保険料含) ●参加された各チームに参加賞をお渡しします。

適用規則 日本ビーチボール協会
認定ルール適用



申込方法 下記参加申込書を作成の上、FAX(076-433-3664)にて10月21日(月)までお申し込みください。
受付後のご連絡はいたしません。
ホームページに10月22日より掲載の受付名簿をご確認のうえ、当日ご参加ください。

実施要項 **要項は、当協会ホームページの新着情報に掲載してありますので、ご確認ください。**
※ビブス(ゼッケン)の貸出はしませんので、各チームで用意してください。

- チーム編成**
- 同一事業所に勤務する人で編成することとし、1チームのメンバーは7名以内となります。
 - 同一事業所でのチーム編成が困難な場合、2以上の事業所が連合して1チームを編成することが可能です。
 - 7名登録の場合、監督は選手を兼ねることができます。
 - 同一者を複数のチームに登録することはできません。
 - 大会当日、選手は必ず下記のゼッケン番号を前後に表示してください。

申込様式

申込期限
10月21日(月)
必着

ふりがな					
チーム名	注意：事業所名としてください。 同一事業所で複数参加の場合は語尾にA・B…とつけてください。				
事業所名		協会番号	(例) 1-3373		
事業所住所	〒 -				
電話番号	() -				
代表者名		代表者連絡先	() -		
ゼッケン番号	氏名	性別	年齢	被保険者証番号	
1	監督				
2	主将				
3					
4					
5					
6					
7					

お問い合わせ先

一般財団法人 富山県社会保険協会
〒930-0805 富山市湊入船町3-30 KNB入船別館2F

TEL 076-433-3663 FAX 076-433-3664
<https://www.shaho-toyama.or.jp/>



冬季温水プール・トレーニング 共通利用補助券のご案内



ご利用期間 令和6年10月1日～令和7年2月28日まで

利用対象者 協会会員事業所の事業主、被保険者、被扶養者

申込方法

4月号に同封の申込用紙に記入されるか、右記様式にて申込書を作成してください。(申込書は、当協会ホームページの「各種申込書」より印刷することもできます)

返信用封筒に切手(*下表参照)を貼付し、宛先をご記入のうえ申込書と併せて当協会まで郵送してください。

※当協会へ直接取りに来られる場合は、事前にFAXしてください。

〈FAX 076-433-3664〉

なお、補助券の配布、発送は、9月中旬より始めますのでご了承ください。

申込様式

冬季温水プール・トレーニング 共通利用補助券申込書

事業所名	
事業所所在地 〒	
協会会員番号 (例) 1-3373	
電話番号	FAX番号
担当者名	希望枚数 枚

ご利用方法 利用補助券に事業所名、氏名、利用年月日を記入して、利用される下記施設にご提出のうえ、会員利用料をお支払いください。

施設名	対象者	利用時間	一般利用料→ 会員利用料	利用可能エリア
とやま健康パーク(富山市)	高校生以上	3時間	1,000円 → 700円	プール・トレーニングジム・浴室(温泉)
らくち〜の(朝日町)	中学生以上	1日	1,230円 → 930円	プール・トレーニングジム・浴室
桜ヶ池クアガーデン(南砺市)	中学生以上	1日	1,650円 → 1,020円	プール・浴室(温泉)
常願寺ハイツ(立山町)	高校生以上	2時間	660円 → 360円	プール・トレーニングジム・浴室

各補助券共通事業所規模上限枚数

事業所規模	上限枚数	切手料金		事業所規模	上限枚数	切手料金	
		9月30日迄	10月1日～			9月30日迄	10月1日～
1～9人	10枚	84円	110円	300～399人	100枚	140円	140円
10～29人	20枚			400～499人	150枚	210円	210円
30～49人	30枚			500～749人	200枚	250円	250円
50～99人	40枚	94円	110円	750～999人	250枚		
100～199人	50枚			1,000人以上	300枚		
200～299人	80枚	140円	140円				

【注意】 10月1日以降に発送をご希望の場合は、切手料金が上記のとおり変更となりますのでご注意ください。

*利用補助券については、配布枚数を事業所規模(賛助会費区分)に応じ、上表のとおり上限枚数を設定させていただきますので、ご理解をお願いいたします。
*発行枚数に限りがありますので、なくなり次第配布を終了させていただきます。

新任 事務担当者講習会 開催のお知らせ〈予告〉

11月6日より、「社会保険の各種届出」「年金のしくみ」について、社会保険労務士による事務講習会を予定しております。(事務に携わられて概ね2年以内の方対象)

お申し込み・詳細は、10月21日発送のチラシでご案内いたします。

なお、お申し込みは、**10月1日(火)より**インターネットで受付を開始します。

当協会ホームページの新着情報をご覧ください。

11月 6日(水) 富山産業展示館

11月 7日(木) 高岡文化ホール

11月20日(水) 新川文化ホール

11月22日(金) 砺波市文化会館

※10月の講習会「年金・労働関係法」の詳細については、同封のチラシをご覧ください。

お申し込みはこちらから▶



令和6年10月から 短時間労働者に対する健康保険・ 厚生年金保険の適用拡大が行われます

令和6年10月から、被保険者数が51人以上の企業等（現在は被保険者数101人以上の企業等）で働く以下の要件にすべて該当する短時間労働者の方は、社会保険の加入が義務化されます。

当該義務化の対象となる可能性がある事業所の事業主様には、お知らせの送付等により個別のご案内をさせていただきます。

加入対象（短時間労働者）の要件

- | | |
|--|---|
| ☐ 週の所定労働時間が20時間以上 | ☐ 2カ月を超える雇用の見込みがある |
| ☐ 所定内賃金が月額8.8万円以上 | ☐ 学生ではない |



被保険者数が51人以上の企業等とは

厚生年金保険の被保険者（短時間労働者は含まない、共済組合員を含む）の総数（※）が、1年のうち6カ月以上51人以上となることが見込まれる企業等のことです。

※法人事業所の場合は、法人番号が同一であるすべての適用事業所の被保険者の総数、個人事業所の場合は、適用事業所単位の被保険者数となります。

社会保険労務士等の専門家がサポートします！

日本年金機構では、短時間労働者の適用拡大の対象となる事業所が従業員の方に説明会を行う場合などに、社会保険労務士等の専門家を無料で派遣する「専門家活用支援事業」を実施しています。

適用拡大に
向けた
準備の検討

従業員への
説明
サポート

手続きに
関する
アドバイス



ご利用には申し込みが必要ですので、お近くの年金事務所までお問い合わせください。

被保険者データのCDによる提供は 令和7年3月をもって終了します

日本年金機構では、各種手続きのオンライン化を進めており、令和5年1月から社会保険に関する各種情報、通知書を電子送付する「オンライン事業所年金情報サービス」を開始しています。本サービスでは、届書作成プログラムで使用するための被保険者データをオンラインで提供しています。

これを踏まえ、ご希望の事業主の方に郵送している被保険者データを収録したCDの提供は、郵便事故による個人情報の漏えいの防止や環境負荷の軽減の観点から、令和7年3月をもって終了します。

なお、オンライン事業所年金情報サービスは、現在、GビズIDをお持ちの事業主の方のみ利用可能ですが、令和7年1月から、以下の方も利用可能とする等のサービスの拡大を予定しています。

- 電子証明書をお持ちの事業主の方
- 社会保険事務を受託している社会保険労務士の方

オンライン事業所年金情報サービスをご活用ください

「オンライン事業所年金情報サービス」は、事業所向け各種情報・通知書の電子データをe-Govのマイページで受け取れるサービスです。この機会にお申し込みいただき、ぜひ本サービスをご活用ください。

メリット

早く受け取り、確認が可能

被保険者データは、CDよりも20日間程度早く受け取り、確認することができます。

時間・コスト削減

来所や郵送による申請と比べ、移動に要する時間や交通費、郵送費を削減できます。

申請時のチェック、データ管理が簡単

申請時に不備がないかシステムチェックができます。処理状況・結果通知をPCで確認でき、データ管理も簡単です。

いつでもどこでも申請可能

24時間365日オンラインで申請ができます。在宅勤務をしていても、自宅から申請できます。

復号不要ですぐに利用可能

CDのように暗号化されたファイルを解除する必要はありません。

環境負荷が軽減

紙の削減により、資源消費やCO₂・廃棄物の排出を軽減できます。

電子データで受け取れる各種情報・通知書

- **社会保険料額情報**
郵送で納入告知書が届く前に社会保険料額を確認できます。(毎月15日頃)
- **基本保険料算出内訳書**(毎年10月のみ作成)
標準報酬月額ごとの被保険者数等を確認できます。
- **被保険者データ**
届書作成プログラム(※1)に取り込むことで簡易に算定基礎届等の届書を作成できます。
- **保険料納入告知額・領収済額通知書**
(口座振替をご利用いただいている事業主の方)
当月の口座振替額と前月の領収額をお知らせする通知書です。
- **保険料増減内訳書**
前月の社会保険料額との差分の内訳(資格取得・資格喪失等)を確認できます。
- **賞与保険料算出内訳書**
被保険者ごとの賞与保険料を確認できます。
- **決定通知書**
提出された届書に基づき日本年金機構で処理を行った結果を確認できます。

利用方法

GビズID(※2)を利用してe-Govマイページへログインし、本サービスの利用申し込みをお願いします。

※1 届書を簡易に作成、申請できるプログラムです。日本年金機構がホームページ上にて無料で提供しています。

※2 デジタル庁が運営している認証システムで、無料で利用することができます。アカウントとして利用可能となるまでに2週間程度を要します。



事業主様へのお願い

事業者健診^(※)結果を協会けんぽにご提供ください

※事業者健診とは、労働安全衛生法に基づいて事業所が従業員に行う定期健康診断のことです。

対象者

協会けんぽ富山支部の被保険者様

生活習慣病予防健診を受診された方の健診結果はご提供いただく必要はありません。

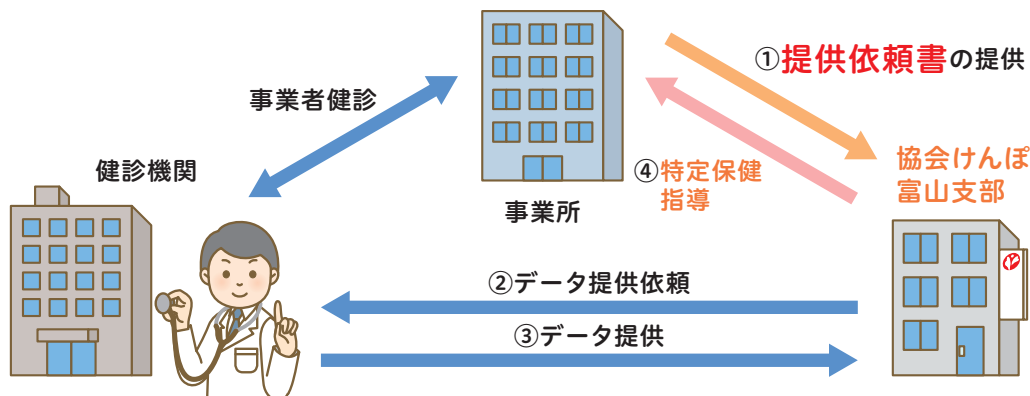
健診結果を提供しても大丈夫？

「高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第27条」により、事業主様は**定期健康診断結果を提供することが義務付けられています**。このように法律で義務付けられている場合、健診を受けた従業員様の**同意は必要なく、個人情報保護法上の責任を問われることもありません**。



手続きの流れ

- ①協会けんぽに、「**健診結果の提供にかかる提供依頼書**」をご提出ください。
- ②提供依頼書をもとに、協会けんぽから健診機関へ健診結果データ提供の依頼^{*}を行います。
※協会けんぽ富山支部と健診結果データ提供にかかる契約を取り交わしている健診機関で受診された場合に限りです。
それ以外の健診機関で受診された場合は、お手数ですが、「健診結果のコピー」及び「特定健診 質問票 兼 同意書」を送付してください。



事業者健診結果データを提供できる健診機関の一覧及び提供依頼書のダウンロードはこちら▶



データ提供のメリット

① 特定保健指導が無料で受けられる！

生活習慣病の前段階である「メタボリックシンドローム」リスクのある方は、健康のプロである保健師・管理栄養士によるサポートを受けられます。

② マイナポータルで健診結果を確認できる！

マイナポータルに健診情報が登録されるため、自身で情報の閲覧ができるほか、医療機関等でデータに基づく適切な診療・治療が受けられます。

③ 保険料率の抑制につながる！

健診結果を提供いただくことで「インセンティブ制度(報奨金)」の評価項目の一つである「健診受診率」が向上し、富山支部の健康保険料率の引き下げが期待されます。

お問い合わせは 協会けんぽ富山支部 保健グループ【☎076-431-5273】まで

上手な医療のかかり方

時間外受診を控える

医療機関を診療時間外に受診すると、原則として通常の診療費用のほかに、「**時間外加算**」が請求されます。本来、休日や夜間は緊急性の高い重症患者や入院患者に対応する時間帯です。



Check!

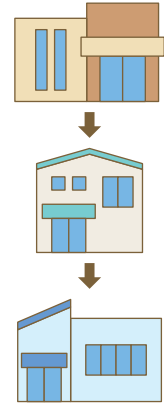
急な病気や大ケガなどの緊急性の高い場合以外は、診療時間内に受診しましょう

加算がかかる時間帯		加算額	
		初診料	再診料
休日	日曜や祝日などの休診日	+2,500円	+1,900円
時間外	平日:8時前と18時以降 土曜:8時前と12時以降	+850円	+650円
深夜	診療時間外の22時～翌6時	+4,800円	+4,200円

※受診者の負担額は、健康保険が適用され、上記の金額の2割または3割となります。

はしご受診をしない

「なんとなく医師と合わないから」「症状がよくならないから」などの理由で医療機関を変えたことはありませんか？ 医療機関を次々に変える「**はしご受診**」をすると、そのたびに初診料などの診療代がかかります。また、「**はしご受診**」により同じような検査や投薬が繰り返されると、身体的負担も大きくなります。



Check!

「セカンドオピニオン」と「はしご受診」は違います

セカンドオピニオンは、患者さんが納得できる治療を受けるために、主治医以外の医師に意見を求めることです。

セカンドオピニオンを申し出ると、主治医は紹介状に加えて、検査結果や画像情報など、必要な情報を紹介先に提供してくれます。

軽症の場合は大病院※を受診しない



大学病院などの大病院に軽症患者が集中すると、本来担うべき重症患者への対応や救急医療などに支障が生じます。また、紹介状なしで大病院を受診すると診察料に加えて、**初診の場合7,000円以上、再診の場合3,000円以上**の特別な料金(全額自己負担)がかかります。

Check!

まずは、かかりつけ医に受診しましょう

※高度な医療を提供したり医療技術を研究・開発している病院や、病床数が200以上の病院を指します。

かかりつけ医をもちましょう

「**かかりつけ医**」とは、日常的な病気の診療や、健康相談などができる身近なお医者さんのことです。継続的に同じ医師に診療を受けることで、病歴・体質・生活習慣などを把握したうえで治療を受けることができます。また、専門的な検査や治療が必要となった場合には、症状に適した専門医療機関を紹介してもらうことができます。



厚生労働省の公式ウェブサイトはこちら▶

休日・夜間の受診に迷ったら電話で相談しましょう



夜間や休日の急な病気やケガ… 病院へ行く？ 救急車を呼ぶ？ 迷ったらお電話ください。

※相談時間 平日：19時～翌日午前9時 土曜日：13時～翌日午前9時

休日：24時間(日曜・祝日・年末年始など)

子どもの症状は… **#8000**

子ども医療電話相談

大人の症状は… **#7119**

救急医療電話相談

お問い合わせは 協会けんぽ富山支部 企画総務グループ【☎076-431-6156】まで

一般財団法人 富山県社会保険協会

令和5年度事業報告及び決算報告

会員の皆様におかれましては、当社会保険協会の事業運営にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。本年6月定例理事会・定時評議員会にて、令和5年度の事業報告並びに収支決算に関する審議が行われた結果、いずれも原案どおり可決承認されました。

令和5年度 事業報告(概要)

1 制度の啓発事業

- (1) 広報誌「社会保険とやま(年6回発行)」を会員事業所及び関係機関等に配付し、社会保険制度の周知・啓発に努めた。
- (2) 協会のホームページに広報誌や新着情報を掲載して、制度の啓発や健康づくり事業等の促進を図った。
- (3) 会員事業所の事務担当者を対象にした健保・年金・雇用・労働保険の実務について、県内6会場での事務担当者講習会及び動画配信によるWeb講習を実施し、社会保険制度への一層の理解を促進した。

2 健康づくり事業

- (1) 希望される会員事業所に臨床心理士、運動指導士及び作業療法士を派遣しての「健康講習会」、あるいは健康運動指導者を派遣しての「健康体操」を開催すると共に、動画配信を活用しての健康セミナーを実施した。
- (2) 被保険者等の健康の保持増進を図るため、ボウリング教室等を実施した。

3 福利厚生事業

「山の温泉」「海の家」「スキーリフト」「黒部峡谷鉄道」「宿泊施設」「県外宿泊施設」「優待施設」「冬季温水プール・トレーニング」「美術館(企画)観覧」「ボウリング場」「ゴルフ練習場」「東京ディズニーリゾート」「パッティングセンター」「富山市ファミリーパーク」「劇団四季富山公演」の利用補助事業を実施した。

4 支援事業

事業所の事務担当者、年金委員及び健康保険委員の資質の向上を図るため、社会保険制度の参考図書の配付や富山県社会保険委員会連合会に対する助成を行った。

令和5年度正味財産増減計算書

(令和5年4月1日～令和6年3月31日)

【経常増減の部】

(単位:円)

経常収益	基本財産運用益	0
	特定財産運用益	0
	受取会費	37,761,242
	事業収益等	736,000
	経常収益計	38,497,242
経常費用	制度の啓発事業費	18,067,748
	健康づくり事業費	7,420,805
	福利厚生事業費	5,916,408
	支援事業費	1,892,320
	人件費	3,229,153
	その他費用	5,581,990
	経常費用計	42,108,424
	当期経常増減額	△3,611,182

【経常外増減の部】

(単位:円)

経常外収益	0
経常外費用	0
当期経常増減額	0
当期一般正味財産増減額	△3,611,182
一般正味財産期首残高	92,134,727
一般正味財産期末残高	88,523,545

日本年金機構からのお知らせ

令和6年9月・10月の年金出張相談所(事前予約制)

相談時間 午前10時～午後3時

- 基礎年金番号通知書・年金手帳、年金証書、各種通知書や印鑑等をご持参ください。
- 代理の方がお越しになる場合は、委任状をお持ちください。
- 個人情報保護のため、本人確認にご協力をお願いします。
- 年金出張相談所にお越しの際は、事前にお電話でご予約願います。
(予約先：管轄年金事務所)

富山管内	大久保ふれあいセンター	9月13日(金) 10月11日(金)
	八尾コミュニティセンター	9月4日(水) 10月2日(水)
	婦中行政サービスセンター	9月20日(金) 10月18日(金)
高岡管内	氷見市役所	9月11日(水) 10月9日(水)

魚津管内	滑川市役所	9月12日(木) 10月10日(木)
	上市町働く婦人の家	9月24日(火) 10月22日(火)
	立山町元気交流ステーション	9月5日(木) 10月3日(木)
	入善町役場	9月19日(木) 10月17日(木)
	朝日町役場	9月18日(水) 10月16日(水)
砺波管内	小矢部市役所	9月3日(火) 10月1日(火)
	城端市民センター	9月10日(火) 10月8日(火)
	福光市民センター	9月26日(木) 10月24日(木)

来訪相談のご予約は

「予約受付専用電話」へ 0570-05-4890

●受付時間

月～金曜日(平日) 午前8:30～午後5:15

※土・日・祝日、12月29日～1月3日はご利用いただけません。

IP電話・PHSからは
03-6631-7521へ

年金相談についての一般的なお問い合わせは

「ねんきんダイヤル」へ 0570-05-1165

●受付時間

月曜日 午前8:30～午後7:00(休日の場合を除く)

火～金曜日 午前8:30～午後5:15

第2土曜日 午前9:30～午後4:00

IP電話・PHSからは
03-6700-1165へ

年金の加入に関する一般的なお問い合わせ(事業所、厚生年金加入者向け)

「ねんきん加入者ダイヤル」へ 0570-007-123

(事業所、厚生年金加入者向け)

●受付時間 月～金曜日 午前8:30～午後7:00

第2土曜日 午前9:30～午後4:00

※祝日(第2土曜日を除く)、12月29日～1月3日はご利用いただけません。

IP電話・PHSからは
03-6837-2913へ

ねんきん定期便・ねんきんネットに関するお問い合わせ

「ねんきん定期便・ねんきんネット等専用ダイヤル」へ 0570-058-555

●受付時間

月曜日 午前8:30～午後7:00(休日の場合を除く)

火～金曜日 午前8:30～午後5:15

第2土曜日 午前9:30～午後4:00

IP電話・PHSからは
03-6700-1144へ

富山年金事務所 076-441-3926

高岡年金事務所 0766-21-4180

魚津年金事務所 0765-24-5153

砺波年金事務所 0763-33-1725

受信後は、ご案内のアナウンスが流れます。ご希望の番号を選択いただくことで担当者へのお取次ぎを行いますので、その後、ご用件を申し付けください。

【発行】一般財団法人 富山県社会保険協会 富山市湊入船町3-30 TEL 076-433-3663 FAX 076-433-3664
https://www.shaho-toyama.or.jp/

【記事提供】日本年金機構中部地域部 / 全国健康保険協会富山支部
(富山・高岡・魚津・砺波年金事務所)

令和6年8月20日

〈制作・印刷〉

株式会社富士印刷